

掲載内容

第1章 相続財産を公平に分割したい場合

- 1 遺産分割等における相続人の選択肢などを理解したい
- 2 相続財産の大半が不動産であるが各相続人へ平等に分割したい
- 3 後継者である相続人と後継者以外の相続人が取得する相続財産の公平性に配慮したい
- 4 二次相続を見据えて一次相続で相続財産の分割を行いたい
- 5 相続人全員の納税資金を確保したい

第2章 法定相続分と異なる分割をしたい場合

- 6 夫の死亡により後妻が居宅から退去を迫られる事態を避けたい
- 7 親亡き後に障害のある子の優良な生活環境を確保したい
- 8 相続権のない孫に多くの財産を譲りたい
- 9 子がいないので遺産は全て妻に渡したい
- 10 相続人である前妻の子に遺産を渡したくない

第3章 相続人以外の者に財産を残したい場合

- 11 認知していない子に財産を残したい
- 12 事実婚（内縁）の妻に財産を残したい
- 13 同性パートナーに財産を残したい
- 14 甥を後継者として事業承継したい
- 15 相続人不存在で財産が国庫に帰属することを防ぎたい

第4章 相続財産を減少させたい場合

- 16 生前贈与を活用したい

- 17 回収が危ぶまれる同族会社に対する貸付金を放棄したい
- 18 居住用不動産に対する税制上の優遇措置を活用したい
- 19 民法（相続法）の見直しを活用したい
- 20 相続財産の一部を社会貢献のために寄付したい

第5章 相続税の評価額・課税価格を減少させたい場合

- 21 財産の種類による評価方法の相違などを活用したい
- 22 同族会社等の株価を引き下げたい
- 23 相続税の非課税規定を活用したい
- 24 小規模宅地等の減額特例を活用したい
- 25 課税価格計算の仕組みを活用したい

第6章 相続税額を減少させたい場合

- 26 配偶者の税額軽減特例を活用したい
- 27 各種税額控除制度を活用したい
- 28 財産の移転に伴う納税猶予及び免除制度を活用したい
- 29 相続税の税務調査での追徴税額の納税を避けたい
- 30 附帯税の負担を減少させたい

第7章 被相続人が個人開業医の場合

- 31 事業を承継する次男に事業用財産を残したい
- 32 子が医学部に合格できなかったので、事業からの利益（財産）を子に移していきたい
- 33 医学生である孫に将来事業を承継させたい
- 34 相続の時に、承継者でない次男へ退職金を支給したい
- 35 事業承継に備えて診療所を建て替えたい

第8章 被相続人が医療法人の役員の場合

- 36 医療法人の出資持分を全て後継者に引き継がせたい
- 37 医療法人の出資持分の評価額を引き下げるなどにより理事長の相続財産を減少させたい
- 38 医療法人化を考えているが残余財産を国等に帰属させないようにしたい
- 39 医療法人を廃業したい（又は誰かに引き継いでほしい）がどのような方法があるのか知りたい
- 40 出資持分の評価額が高額なので出資持分のない法人へ移行して出資持分を相続財産から外したい

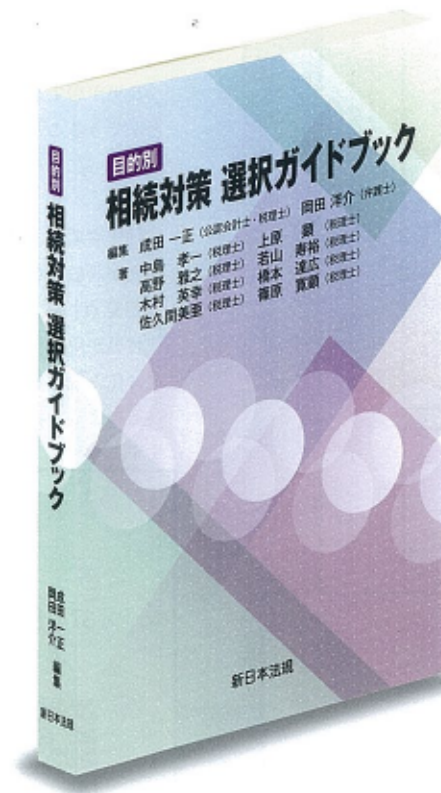
第9章 民事信託の活用を検討したい場合

- 41 民事信託の概要を理解して相続対策を検討したい
- 42 財産管理に不安があるため認知症対策をしたい
- 43 障がいを持つ子に財産を残したい
- 44 後妻の居住権は確保したいが、居住用財産は先妻の子に承継し、後妻の連れ子に移転することは避けたい
- 45 不動産は法定相続分で相続させたいが管理は一括で行いたい
- 46 後継者に自社株を移転したい
- 47 自分が元気なうちは自己信託を利用して経営権を持っていたい
- 48 相続人以外の者の貢献に対し報酬を支払いたい
- 49 資産を承継させたい家族がいないので、財産を福祉に利用してほしい
- 50 毎年の暦年贈与の実行に際し名義預金認定リスクを避けたい
- 51 受益権複層化信託を利用して早く子に贈与したい

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

目的別

相続対策 選択ガイドブック



相談者の意向に寄り添った
最適な相続対策を提案するために！

編集

成田 一正 (公認会計士・税理士) 岡田 洋介 (弁護士)

著

中島 孝一 (税理士) 上原 顕 (税理士)
高野 雅之 (税理士) 若山 寿裕 (税理士)
木村 英幸 (税理士) 橋本 達広 (税理士)
佐久間 美亜 (税理士) 菅原 寛顕 (税理士)

◆法定相続分と異なる分割をしたい、相続税額を減少させたいなど、希望するケースから相続対策を検討できるよう選択肢を示しています。

◆対策メニューを示した上で、それぞれの「効果」と「留意点」を解説しており、要点を把握しやすい構成です。

◆相続実務に精通した税理士と弁護士が、豊富な知見に基づいて執筆しています。

A5判・総頁362頁
定価4,950円(本体4,500円) 送料460円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 4,510円(本体 4,100円)

新日本法規出版株式会社

本社 東京都中央区本町2丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.5)51001731

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インク」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



第2章 法定相続分と異なる分割をしたい場合

6 夫の死亡により後妻が居宅から退去を迫られる事態を避けたい

ケース 甲は同族会社（発行済株式100%所有）の代表取締役であり、居宅（敷地200坪の戸建て住宅で、先妻の父から遺贈により甲が取得）に妻（後妻）と2人で居住しています。甲の長男（先妻（既に病死）の子）は、その同族会社の取締役で、長男家族（嫁及び孫）とマンション（長男所有）に住んでいます。

甲の死亡後は、長男に同族会社の株式を相続させるとともに、同族会社の経営を承継させ、あわせて、上記の居宅も相続させるつもりですが、居宅には甲の死亡後も、妻が住み続けられるようにしたいと考えています。

なお、後妻と長男（先妻の子）は、必ずしも良好の関係とはいえませんが、長男が居宅を取得すれば、後妻に対し居宅からの退去を迫る可能性もあり得ます。

そのような事態を避けるために、効果的な対策を講じることができないでしょうか。

対策メニュー

- 1 付言事項を活用し後妻が居宅に住み続けられるようにする
- 2 遺言書を作成し後妻に居宅を相続させる
- 3 配偶者居住権を設定する

どの選択肢もあります。

最後に、甲の死亡後に長男所有となった居宅は、後妻が長男に賃料を支払い住み続けることとし、後妻が賃料支払に必要な資金は甲の遺産から取得することも考えられます。

解説

1 付言事項を活用し後妻が居宅に住み続けられるようにする【効果】

付言事項とは、遺産の処分等の法律行為以外について、「家族に言い残すメッセージ」として位置付けられ、法的効力はありません。

長男が居宅を相続しても、後妻が生存中は居宅に無償で居住することができることを付言事項に記したことにより、支障なく、後妻が無償で居宅に住み続けることが期待できるのであれば、有効な対策といえます。

付言事項は、遺言の前文と後文のどちらに書いてもよいようですが、後文が一般的なようです。

【留意点】

長男が甲の付言事項を尊重しないようであれば、後妻が安心して居宅に住み続けることが期待できません。

そのような状況に備えて、次の2以降の対策を検討する必要があります。

37 医療法人の出資持分の評価額を引き下げることにより理事長の相続財産を減少させたい

ケース 私は、出資持分のある医療法人の理事長として、病院の経営に従事していますが、医療法人の業績は好調で毎期定期的に利益が出ています。出資持分の全ては理事長である私が保有していますが、出資持分を後継者である長男に移転する際に、出資持分の評価額を引き下げないと高額な贈与税や相続税の負担が心配です。評価額を引き下げる具体的な対策があれば教えてください。

また、私の所有している土地の上に医療法人が建てた病院が建っています。この場合、小規模宅地等の減額特例が適用できる場合があると聞いていますが、その内容を教えてください。

対策メニュー

- 1 比準要素数1の会社にならないようにする
- 2 病院の大規模修繕・建替えを利用して出資持分の評価額を引き下げる
- 3 MS法人を利用して出資持分の評価額を引き下げる
- 4 役員退職金を支給して出資持分の評価額を引き下げる
- 5 相続税対策として小規模宅地等の減額特例を活用する

48 相続人以外の者の貢献に対し報酬を支払いたい

ケース 私は、数年前から持病の影響で足が不自由になり、生活に支障を来しています。妻は早くに他界し、以来、次男夫婦と持家に同居しています。

特に次男の妻は、私の普段の身の回りの世話に加え、所有している貸家の対応など、一部財産面の管理も含めて私の面倒をよく見てくれており、私の相続時には、彼女の献身に感謝し、若干の財産（金銭）を分け与えたいと考えています。

今後、ますます体力が低下し、判断能力が衰える不安もある中で、どういった方法が考えられるでしょうか。

私には、他に長男と長女がおり、いずれも離れて暮らしています。どちらも、次男夫婦には感謝をしているようですが、次男の妻に財産を渡すことにどのような思いを持つかは分かりません。

対策メニュー

- 1 特別寄与料の制度を活用する
- 2 生前贈与を活用する
- 3 遺贈・死因贈与を活用する
- 4 民事信託を活用する
- 5 生命保険契約を活用する

検討のポイント

第一の対策として考えられるのが、民法改正（平成30年法律72号）により創設された「特別寄与料」の制度です（民1050①）。同制度の場合、

るため、相続人でない次男の妻に対して、この非課税の適用がないことに留意が必要です（相法12⑤五）。

アドバイス

相続人でない次男の妻の献身について遺産を分け与えたい場合には、遺言書を作成する対応が一般的かと考えます。遺言書の付言を活用して、遺言書作成の経緯や内容に関する想いを記すことで、より相続人の理解を得やすくなることが期待できます。また、シンプルに生前贈与により金銭を贈与する方法も使いやすいためかと思われます。いずれにしても、他の相続人からの理解が得られるような方策や金額で検討する必要があります。

- 4 後妻（配偶者）に対する贈与の特例（2,000万円控除）を活用する
- 5 後妻を借主とする賃貸借契約を締結する

検討のポイント

甲が後妻と同居する居宅は、甲の先妻の父から取得した経緯があるため、いずれ先妻の父の直系である長男に戻したいという事情があり、また、甲の死亡後に残された後妻は、安心した老後が過ごせるようにさせたいという重畳的な事情があります。

それらの事情を解決するための第一の対応として、遺言における付言事項を活用して、甲の居宅を相続により取得する長男に対して、その居宅に後妻が生存中は無償で居住することの同意を求めることが考えられます。

付言事項には法的効力がないため、長男が付言事項に従うことが期待できなければ、第二の対策として、遺言により後妻に居宅を相続させることが考えられます。この対策であれば後妻が居宅に住み続けることはできますが、先妻の父の直系である長男に戻したいという甲の思いが実現できないこととなります。

そのため、第二の対策として、配偶者居住権を設定し、居住権は後